

水産流通適正化法第 13 条に基づく適法漁獲等証明書の交付等に関する 取扱要領

1. 趣旨

本要領は、外国に特定第一種水産動植物等（別紙 1）を輸出する際に添付が義務付けられている適法漁獲等証明書について、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 13 条及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 39 号。以下「省令」という。）第 35 条の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。以下同じ。）が適法漁獲等証明書の交付申請等を行う際の取扱いを示すことを目的とする。

2. 適法漁獲等証明書の交付申請手続き

- (1) 外国に特定第一種水産動植物等を輸出しようとする特定第一種水産動植物等取扱事業者による法第 13 条第 2 項の規定による適法漁獲等証明書の交付の申請は、省令第 35 条第 1 項に掲げる事項について記載する別紙 2の様式の適法漁獲等証明書交付申請書に必要事項の記入を行い、(2) の各号に掲げる書類を添付した上で、4 の交付申請方法に従って適法漁獲等証明書の交付申請を行うものとする。

※ 「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の運用について」の制定について（令和 4 年 5 月 25 日付け 4 水漁第 353 号水産庁長官通知）別記様式 12 で示した申請書の様式については、本取扱要領別紙 2 の様式とするものとする。

- (2) 適法漁獲等証明書の交付申請に必要な添付書類は、次のものとする。

- ① 交付申請の対象となる特定第一種水産動植物等に係る全ての記録（法第 6 条第 1 項又は法第 9 条に規定する記録）の写し又は当該記録の内容を転記した書面（省令第 35 条第 2 項第 1 号）
- ② 交付申請の対象となる特定第一種水産動植物等の輸出に係る仕入書、包装明細書及び船荷証券又は航空運送状の写し（省令第 35 条第 2 項第 2 号）
- ③ 交付申請の対象となる特定第一種水産動植物等が加工品（冷凍加工のみを施したものを除く。）の場合にあっては、加工を行った者が当該特定第一種水産動植物等の加工内容（塩蔵、乾燥等）、加工前と加工後の重量、原材料とした特定第一種水産動植物等の漁獲番号又は荷口番号等を記録した書類の写し
- ④ その他水産庁の担当官が提出された適法漁獲等証明書交付申請書及び添付書類に記載された内容について法第 2 条第 6 項各号のいずれかの該当性を確認するため追加の書類を必要とする場合にあっては、当該書類（交付申請内容を補足するための理由書又は経緯説明書等）

(3) (2) にかかわらず、同①、②に掲げる書類の一部を添付することができないことにつき省令第 35 条第 3 項の「農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるとき」とは次に掲げる場合とし、当該場合ごとに、当該書類に代えてそれぞれ次に定める書類を添付するものとする。

なお、別紙 3 を添付した申請者は、水産庁の担当官が必要と認めた場合、当該申請に係る特定第一種水産動植物等の漁獲番号又は荷口番号が確認できる書類を、当該担当官が指示する期限までに提出するものとする。また、別紙 4 を添付した申請者は、当該申請に係る船荷証券又は航空運送状の写しを、貨物通関後 2 週間以内に提出するものとする。

① 交付申請に係る貨物が少量のアワビ又はナマコ（生きているもの、生鮮のもの又は冷蔵したものに限る。）であって、複数の特定第一種水産動植物等取扱事業者間で譲渡し又は引渡しがなされたものである場合 (2) ①の書類に代えて**別紙 3**

② 船荷証券又は航空運送状の発行が輸出日当日になり当該書類の写しを交付申請書に添付することができない場合 (2) ②の書類に代えて**別紙 4**

(4) 代理申請を行う場合にあつては、代理申請委任状を提出するものとする。

3. 適法漁獲等証明書の再交付申請手続き

適法漁獲等証明書の交付を受けた者（以下「証明書受領者」という。）は、適法漁獲等証明書を亡失し、又は滅失したときは、法第 13 条第 4 項の規定に基づき、省令第 35 条第 5 項に掲げる事項について記載する**別紙 5**の適法漁獲等証明書交付申請書（再交付）様式に必要事項の記入を行い、4 の交付申請方法に従って適法漁獲等証明書の再交付申請を行うものとする。

※ 「「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の運用について」の制定について」（令和 4 年 5 月 25 日付け 4 水漁第 353 号水産庁長官通知）別記様式 13 で示した申請書の様式については、本取扱要領別紙 5 の様式とするものとする。

4. 水産庁への適法漁獲等証明書の交付申請方法

(1) 交付申請者は、原則として一元的な輸出証明書発給システム

(<https://x-shinsei-i.maff.go.jp/exportweb/>) で交付申請を行うこととし、当該システムを利用できない場合にあつては、書面で交付申請を行うこととする。以下の連絡先を、書面での提出先及び適法漁獲等証明書の交付申請に係る連絡窓口とする。

(アワビ及びナマコ（その加工品を含む。）並びにくろまぐろ（重量が 30 キログラム以上のもの）)

水産庁漁政部加工流通課水産流通適正化推進室

水産流通適正化制度担当

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）（内線 6682）
03-6744-0581（直通）
E-mail:tekiseika_class1@maff.go.jp

(うなぎの稚魚（全長 13 センチメートル以下のもの）)
水産庁増殖推進部栽培養殖課内水面漁業振興室

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）（内線 6825）
03-3502-8489（直通）
E-mail:tekiseika_unagi_class1@maff.go.jp

(2) 受付時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前 10 時から午後 4 時（正午から午後 1 時までを除く。）までとする（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）。

(3) 書面での適法漁獲等証明書の交付申請は、(1) の連絡先に、申請書類を持参、郵送又は電子メールすることにより行うことができるものとする。

(4) 水産庁が交付する適法漁獲等証明書の郵送を希望する場合には、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒を申請書類に同封するものとする。

5. 適法漁獲等証明書の添付を必要としない貨物について

貨物がアワビ又はナマコ（その加工品を含む。）であって、次のいずれかに該当する場合は、適法漁獲等証明書の添付は不要とする。

- ①個人用に該当する場合（個人的使用に供せられ、かつ、売買の対象とならない程度の量の貨物に該当する場合）
- ②無償サンプルに該当する場合
- ③無償の救じゅつ品（救援物資）として輸出されるものである場合

6. 違反があった場合の措置

水産流通適正化法第 13 条第 6 項の規定に基づき、証明書受領者が同法若しくは同法に基づく命令の規定又は同法に基づく処分に違反した場合には、その適法漁獲等証明書の効力を取り消される場合がある。

7. 立入検査等の実施

適法漁獲等証明書の交付等の法の施行に必要な限度において、法第 32 条第 1 項の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくはこの者とその事業に

関して関係のある事業者に対し、その業務に関し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又は、これらの者の工場、店舗、事務所、事業所、船舶、車両若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは特定第一種水産動植物等、帳簿、書類その他の物件の検査、若しくは従業者その他の関係者に質問を行う場合がある。

附則（令和4年10月28日付け4水漁第922号水産庁長官通知）

- （1）本要領は、水産流通適正化法の施行日（令和4年12月1日）の一月前の日から適用する。
- （2）本要領に基づく適法漁獲等証明書の交付申請は、施行日（令和4年12月1日）の一月前の日から受け付けるものとする。
- （3）本要領は、水産流通適正化制度の実施状況及び運用状況を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。

附則（令和7年11月21日付け7水漁第1243号水産庁長官通知）

この通知は、令和7年12月1日から施行する。

附則（令和8年3月11日付け7水漁第1774号水産庁長官通知）

- 1 この通知は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）の施行の日（令和8年4月1日）から施行する。
- 2 この通知の施行の日（以下「施行日」という。）以降において特定第一種水産動植物等の輸出を行おうとする者は、施行日の7日前の日から、この通知による改正後の水産流通適正化法第10条に基づく適法漁獲等証明書の交付等に関する取扱要領の規定の例により、適法漁獲等証明書の交付申請を行うことができる。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。また、この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別紙 1 : 特定第一種水産動植物等)

- 1 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和 62 年大蔵省告示第 94 号。以下「大蔵省告示」という。）の輸出統計品目表第 0301・92 号、第 0301・94・200 号、第 0307・81 号及び第 0308・11 号の品目欄に掲げるもの並びに同表第 0302・35・200 号の品目欄に掲げるもの（ラウンド (RD)、えらはら抜き (GG 又は SD) 及びドレス (DR) に限る。)
- 2 大蔵省告示の輸出統計品目表第 0307・83 号、第 0307・87 号、第 0308・12 号、第 0308・19 号、第 0508・00 号、第 0511・91 号、第 1605・57 号及び第 1605・61 号の品目欄に掲げるもの（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 39 号）第 1 条各号に掲げる水産動植物に係るものであって、当該水産動植物のうちいずれかの含有量が全重量の 50%以上のものに限り、副産物又は残さを主たる原材料とするものを除く。)

上記 1 及び 2 に掲げるもののうち、以下の輸出統計品目番号に該当するうなぎの稚魚（全長 13 センチメートル以下のものをいう。）、アワビ、ナマコ、くろまぐろ（重量が 30 キログラム以上のものに限る。）に係る品目のみが対象となる。

うなぎの稚魚

輸出統計品目番号	品目(代表例)
0301 92 000	うなぎ(活)

アワビ

輸出統計品目番号	品目(代表例)
0307 81 000	アワビ(活・生鮮・冷蔵)
0307 83 000	アワビ(冷凍)
0307 87 010	アワビ(くん製)
0307 87 090	アワビ(塩蔵・乾燥)
0508 00 900	非食用のアワビ加工品
0511 91 000	非食用のアワビ加工品
1605 57 000	アワビ調製品

ナマコ

輸出統計品目番号	品目(代表例)
0308 11 000	ナマコ(活・生鮮・冷蔵)
0308 12 000	ナマコ(冷凍)
0308 19 100	ナマコ(くん製)
0308 19 900	ナマコ(塩蔵・乾燥)
0511 91 000	非食用のナマコ加工品
1605 61 100	ナマコ調製品(乾燥)
1605 61 900	ナマコ調製品(乾燥除く)

くろまぐろ

輸出統計品目番号	品目(代表例)
0301 94 200	くろまぐろ(トゥヌス・オリエンタリス)(活)
0302 35 200	くろまぐろ(トゥヌス・オリエンタリス)(生鮮・冷蔵)

※ 2026 年 1 月 1 日版輸出統計品目表に基づく。

(別紙 2 : 適法漁獲等証明書交付申請書の様式)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称
住所
(法人の場合) 代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条第 2 項に基づき、適法漁獲等証明書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

輸出をしようとする特定第一種第一号水産動植物等は、 <input type="checkbox"/> 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと <input type="checkbox"/> 輸入水産動植物等 <input type="checkbox"/> 養殖水産動植物等 に該当します。
--

輸出をしようとする特定第一種第二号水産動植物等は、 <input type="checkbox"/> 法第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により伝達すべき事項を特定することができること <input type="checkbox"/> 輸入水産動植物等 <input type="checkbox"/> 養殖水産動植物等 に該当します。
--

特定第一種水産動植物等の種類 (加工品にあっては、その名称)	
特定第一種水産動植物等の重量又は数量及び容器又は包装の数	
輸出の仕向地及び時期	
輸出を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
輸入を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
仕入書 (インボイス) の識別番号	
搭載予定地	
輸送手段 (搭載予定船舶 / 搭載予定航空機名)	

申請者 (担当者) の氏名 _____

連絡先 (電話番号、E-mail アドレス) _____

(別紙3：取引記録の写しに代わる書類の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第2項に基づく
適法漁獲等証明書の交付申請に係る添付書類について
【取引記録の写しに代わる書類】

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称 _____
住所 _____
代表者の氏名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

本貨物の輸出は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第2項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る書類のうち特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第35条第2項第1号に掲げる書類の一部を添付できないことについて、やむを得ない事由に該当するため、同条第3項に基づき、当該添付資料に代わり本書類を提出します。

弊社において、上記申請者に対し譲渡し又は引渡したアワビ（又はナマコ）については、いずれも特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく漁獲番号又は荷口番号が附番されたものであることを証明します。

年 月 日

(申請者へアワビ又はナマコを譲渡し又は引渡した特定第一種水産動植物等取扱事業者)

氏名又は名称 _____
住所 _____
代表者又は責任者の氏名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(別紙4：船荷証券又は航空運送状の写しを後日提出する場合の書類の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第2項に基づく
適法漁獲等証明書の交付申請に係る添付書類について
【船荷証券又は航空運送状の写しを後日提出する場合の書類】

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称 _____
住所 _____
代表者の氏名 _____

本貨物の輸出は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第2項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る書類のうち特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第35条第2項第2号に掲げる【船荷証券/航空運送状】の写しを添付することができないことについて、やむを得ない事由に該当するため、同条第3項に基づき、当該添付資料に代わり本書類を提出します。

なお、本交付申請に係る【船荷証券/航空運送状】の写しは、本貨物通関後2週間以内に農林水産省に提出します。

担当部署名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(通関業者連絡先)

事業者名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

(別紙5：適法漁獲等証明書交付申請書（再交付）の様式)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称
住所
(法人の場合) 代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書（再交付）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第4項に基づき、以下の適法漁獲等証明書の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

輸出をしようとする特定第一種第一号水産動植物等は、 <input type="checkbox"/> 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと <input type="checkbox"/> 輸入水産動植物等 <input type="checkbox"/> 養殖水産動植物等 に該当します。
--

輸出をしようとする特定第一種第二号水産動植物等は、 <input type="checkbox"/> 法第7条第1項又は第8条第1項の規定により伝達すべき事項を特定することができること <input type="checkbox"/> 輸入水産動植物等 <input type="checkbox"/> 養殖水産動植物等 に該当します。
--

再交付を求める適法漁獲等証明書の番号	
適法漁獲等証明書を亡失し、又は適法漁獲等証明書が滅失した事情	

申請者（担当者）の氏名 _____
連絡先（電話番号、E-mail アドレス） _____